

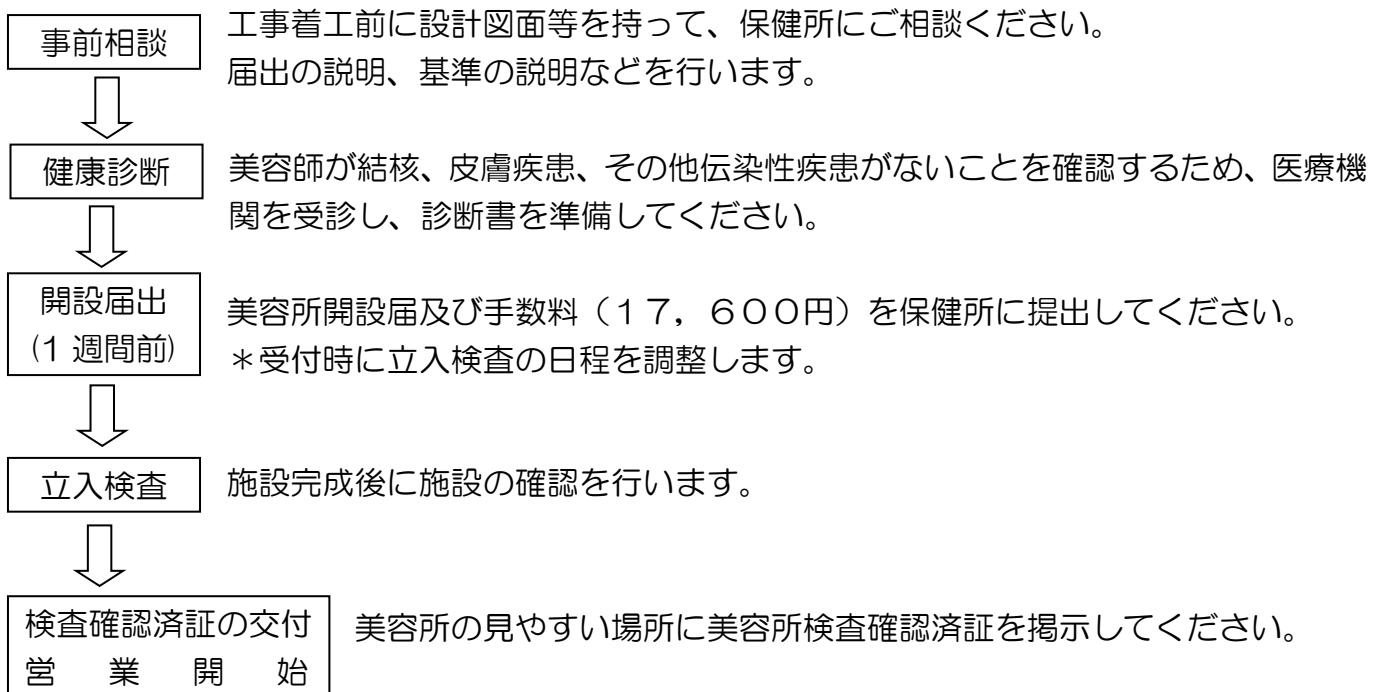
# 美容所開設の手引き

## 美容について

美容を業とするには**美容師が必要**です。

まつげエクステンションや、ヘアエクステンションなども美容行為に該当します。美容所で、美容師が施術を行ってください。

## 1 手続きの流れ



## 2 書類の提出(必要書類)

### 個人申請の場合

- 美容所開設届（2枚1組）
- 施設平面図、地図
- 美容師免許証（本証提示）
- 美容師の健康診断書  
　　結核、伝染性皮膚疾患の有無に関する診断書  
　　で、診断日から3ヶ月以内のもの
- 美容師が2人以上の場合  
　　管理美容師修了証書（本証提示）
- 外国人が申請する場合  
　　国籍等を記載した住民票の写し

### 法人申請の場合

- 美容所開設届（2枚1組）
- 登記事項証明書（発行から6ヶ月以内のもの、原本提示）
- 施設平面図、地図
- 美容師免許証（本証提示）
- 美容師の健康診断書  
　　結核、伝染性皮膚疾患の有無に関する診断書  
　　で、診断日から3ヶ月以内のもの
- 美容師が2人以上の場合  
　　管理美容師修了証書（本証提示）

奈良市保健所 保健衛生課 生活衛生係

奈良市三条本町13-1 TEL 0742-93-8395

### **3 美容所の基準**

美容師法、奈良市美容師法施行条例により、次のように基準が定められています。基準を満たすよう施工してください。

#### **構造施設基準**

(美容所の区画)

- 1 美容所は、次の場所と隔壁により完全に区分すること。
  - 常時居住する場所
  - 他の店舗
  - 外部

(作業場及び待合所)

- 2 美容所には、作業場のほか客の待合所を設けること。  
待合所は、作業場と区分すること。
- 3 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 4 流水式洗場を設けること。
- 5 作業場及び待合所の天井の高さは2.1メートル以上とすること。
- 6 作業場及び待合所の床面積は、次のとおりの広さを有すること。

作業いす（台数）	作業所面積 (作業場+待合所)
1	10.0m <sup>2</sup>
2	11.5m <sup>2</sup>
3	13.0m <sup>2</sup>
4	14.5m <sup>2</sup>
5	16.0m <sup>2</sup>

作業いす1台を設置する場合は10m<sup>2</sup>以上とし、作業いす1台増すごとに1.5m<sup>2</sup>以上増やすこと。

(その他)

- 7 便所、更衣室及び流水式手洗い設備を設置すること。

#### **衛生上必要な基準**

- 1 ふた付の汚物箱及びふた付の毛髪箱を備えること。
- 2 外傷の応急手当に必要な薬品を備えること。
- 3 消毒済みの物品及び未消毒の物品をそれぞれ区分して収納する容器を備えること。
- 4 かみそり等を消毒するため、次のいずれかの消毒方法を備えること。
  - 沸騰後2分間以上煮沸する方法
  - エタノール水溶液（エタノール76.9～81.4%）に10分間以上浸す方法。
  - 次亜塩素酸ナトリウム水溶液（濃度0.1%以上）に10分間以上浸す方法。